

東近江行政組合職員の服務の宣誓に関する条例

(昭和47年4月15日)
(中部地域消防組合条例第12号)

改正 平成3年3月1日 条例第5号
平成10年3月12日 条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基づき、職員の服務の宣誓について必要な事項を定めるものとする。

(職員の服務の宣誓)

第2条 新たに職員となつた者は、任命権者または、任命権者の定める上級の公務員の面前において、消防職員にあつては、別記第1号様式による宣誓書に、消防職員以外の職員にあつては別記第2号様式による宣誓書に署名しなければ、その職務を行つてはならない。

(委任)

第3条 この条例に定めるものを除くほか職員の服務の宣誓について必要な事項は任命権者が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

付 則（平成3年3月1日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成10年3月12日条例第1号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

第1号様式

宣 誓 書

私は、日本国憲法および法律を尊重し、命令、条例、規則および規程を忠実に擁護し、消防の目的および任務を深く自覚し、その規約が消防服務に優先して従うことを要求する団体または組織に加入せず、全体の奉仕者として誠実、かつ、公正に消防職務の遂行に当ることを固く誓います。

年 月 日

氏名 印

第2号様式

宣 誓 書

私はここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的、かつ、能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実、かつ、公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏名 印